

三宮プラッツ及びサンポチカギャラリーの活用・運営管理業務 委託仕様書

1. 契約の方法種類

総価契約による「委託契約」とする。履行方法は、一括履行による。

2. 支払及び精算方法

委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査完了後、受託者からの請求に基づき支払うこととする。

※ただし、市が業務遂行上必要であると認める場合は、概算払とすることができる。概算払の場合は、契約締結後、契約額を上限として市と受託者で必要額の協議を行う。双方の合意後、市は受託者の請求に基づき概算払を行うものとする。受託者は、委託業務完了後 10 日以内に実績報告書を提出し、市の検査を受け精算を行う。精算の結果、概算払した委託料に余剰金が生じたときは、市に返納するものとする。

3. 業務概要

三宮プラッツの活用・運営管理事業の実施ならびにサンポチカギャラリーの活用・運営管理を行い、当該施設を核としたにぎわいを創出する。

4. 履行場所

(1) 住所

神戸市中央区三宮町 1 丁目 1 番地（別紙 1 位置図参照）

(2) 施設名称

三宮プラッツ

なお、施設範囲等の詳細は 7 のとおり

(3) 付帯して管理する設備

三宮プラッツに加え、サンポチカ（三宮中央通り地下通路）に位置するギャラリー、インフォメーションボードを一体的に活用・運営管理すること

5. 契約期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

6. 業務内容

本仕様書及び受託者に選定された場合に道路管理者神戸市及び文化スポーツ局と締結予定の「三宮プラッツの活用に関する協定書（仮称）」に基づき、三宮プラッツの活用・運営管理事業の実施、ならびにサンポチカギャラリーの活用・運営管理を実施するにあたって、以下の業務を行うものとする。

(1) 三宮プラッツの活用及び運営管理

①自主イベントの計画立案・実施

- ・にぎわい創出のための自主イベントを計画・立案・実施すること
- ・イベントは広く一般市民を対象とし、芸術文化振興または地域コミュニティ振興に資するものであること（自主イベントのうち、おおよそ5割程度を、芸術文化振興にかかるイベントとする）

②施設利用者（イベント主催者）の募集及び支援

- ・三宮プラッツの貸出にかかる募集、施設利用者向けガイドライン・貸出承認の審査基準の整備、利用申込者への対応等を行うこと。
- ・施設利用者向けガイドライン及び貸出承認の審査基準については、神戸市と協議のうえ決定すること。
- ・三宮プラッツの施設は、原則無料で貸出を行うこと。ただし、使用可能設備のうち微細ミストとサイネージ、付帯設備のうちインフォメーションボードについては、施設利用者への貸出は不可とし、必ず受託者で管理すること。
- ・本委託事業において収益を得る場合には、事前に市の承認を得たうえで実施し、その収入は原則自ら取得するものとする（ただし、収入の内容により、事前に協議の上、委託料から控除し、もしくは市の収入とすることもある）。なお、収益を得る事業をする場合でも、本仕様書の趣旨に従い、にぎわい創出及び来場者の利便性向上に資するものでなくてはならない。また、収入にかかる再委託は認められない。
- ・なお、サイネージ、スピーカーを利用して広告収入を得ることや、サンポチカギャラリーの貸出にあたり利用料を徴収することは認められない。

③会場管理

- ・自主・貸出イベントを問わず、会場の安全管理として、警察への道路使用許可申請をはじめとする各種許可手続きの調整・実施・確認を行うこと。（警報等）急な天候への対応や来場者の安全確保を含め、イベント当日の安全管理を行い、あわせて必要なスタッフ配置を行うこと。
- ・施設の日常的な清掃・メンテナンス・管理を行うこと。施設の不備・不具合については神戸市に報告すること（なお、修繕については、本委託契約には含まれないものとする）。

④広報活動

- ・プラッツの貸出にかかること、及びイベント情報を周知するため、ウェブサイトやSNS等を活用した広報を実施すること。
- ・当該ウェブサイト及びSNS等については、本委託事業に対するものとし、委託期間満了後、次期事業者引き継げるようにしておくこと。

⑤各種関連イベントとの連携

- ・KOBEMACHINAKAパフォーマンスの公認会場として必要な対応を実施すること
- ・KOBENIGHTLOOPをはじめとする神戸市立博物館と連携した取り組みを実施し、域内の回遊性を高めること。なお、博物館にかかる事業の委託については、別途博物館との契約による。

(2) サンポチカギャラリーの活用・運営管理

①サンポチカギャラリーの運営管理及び効果的な活用を行う

- ・鍵の管理、掲示物の管理（展示企画にかかる調整・展示作業、市からの依頼については

- 必要に応じて市担当者と協議を行うこと)、その他関連業務を実施すること
- ②サンボチカギャラリー東端に設置されているインフォメーションボードの運営管理をあわせて行うこと

なお、上記、(1)(2)の業務に関し、以下の点に留意すること

- ・関係法令及び本仕様書に記載の要件を遵守すること
- ・都心エリアの回遊性の向上を意識した取り組みとすること
- ・必要に応じ、施設利用者及び来場者へアンケートを実施し、イベントの改善・質の向上に努めること。
- ・契約時点で前年度事業者が受け付けていた予約については、施設利用者が不利益を被ることのないよう、当該予約内容(日時・条件)を原則、引き継ぐこと。

7. 三宮プラッツの施設範囲等

三宮プラッツは、道路法が適用される道路区域である。本施設の活用にあたっては、本市が示す施設の範囲及び占用対象範囲を遵守すること。

(1) 施設の範囲

受託者がイベント実施等にあたり、使用が可能である施設の範囲は別紙2のとおりである。

(2) 占用対象範囲

占用対象範囲は別紙2に示す範囲である。当該範囲は、都市再生特別措置法62条第1項に定める特例道路占用区域であり、設置が可能な施設は以下のとおりである。

- ア. 広告塔又は看板で、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの。
- イ. 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で、道路の歩行者又は来場者の利便の増進に資するもの。
- ウ. その他、道路法、道路法施行令及び神戸市道路占用許可基準要綱により道路への設置を認められているもの

8. 三宮プラッツ及びサンボチカギャラリー活用にあたっての条件

(1) 施設・設備等

- ・事業実施のため必要な場合、受託者は占有対象範囲内に施設を設置することができる。設置する施設は、道路の歩行者又は来場者の利便の増進に資するものとし、道路管理者から撤去を求められた際には、撤去可能なものに限る。施設・設備等の費用は受託者の負担とする。
- ・使用可能設備等(既存設備)・・・別紙2 図面参照
 - 電気：コンセント2口(100V用)×3箇所 (20A/箇所)
 - 水道：散水栓 1箇所
 - スピーカー：1箇所(DS40SE(BOSE)又は同等品)
 - トイレ：地下1階
 - 微細ミスト：1箇所

サイネージ：1箇所（46 インチ・製品型番 STAR-4603 GPF）※

※投影映像は、プラッツ及びプラッツでの実施イベントに関する内容に限る

・本施設に付帯する設備

サンポチカギャラリー及びインフォメーションボード・・・別紙3 図面参照

・敷地への出入

- ① 地上より当該地北、南側階段及びE V
- ② 三宮中央通り地下通路（サンポチカ）より階段及びE V
- ③ 三宮中央通り駐車場より階段及びE Vにて進入

(2) 使用可能時間

6：00～23：00（準備及び片付け時間を含む）

ただし、夜間（21時から翌朝8時）は上記使用可能時間にかかわらず、音楽イベント等の大音量を発する使用は不可

(3) 道路占有申請及び道路占有料

受託者は、占有対象範囲内において一定期間継続使用するなど道路占有の許可が必要となる場合は、道路占有に係る申請を行うこと。なお、まちの賑わい創出に繋がる活用の道路占有料については、別途、道路管理者神戸市及び文化スポーツ局と締結予定の「三宮プラッツの活用に関する協定書（仮称）」により無償とする。

(4) 道路使用許可申請及び道路使用料

本施設の使用にあたり、道路交通法第77条第1項の道路使用許可に係る申請を所管警察署に提出すること。なお、本申請にかかる手数料は、貸出利用にかかるものも含め、受託者の負担とする。

(5) 関係機関との調整

イベント等活用日程が決定次第、速やかに、三宮中央通り駐車場及び本市へ情報提供を行うこと。また、三宮中央通りまちづくり協議会の要請に従い、三宮中央通りまちづくり協議会企画運営部会にて事業計画や活用日程について事前に説明を行うとともに、事業内容の改善・是正要求があった場合は市と協議のうえ真摯に対応すること。特に、音楽イベント等、音を出す場合は周辺施設・店舗へ十分な配慮を行うこと。事業終了後は実績を報告し、周辺施設・店舗との良好な関係構築を行うこと。

(6) 主な禁止事項

- ・敷地内の掘削、地面への杭打ち
- ・歩行者動線を妨げる構造物等の設置
- ・周辺の景観、美観を妨げる構造物等の設置
- ・火気の使用
- ・政治的、宗教的な事業や行事での利用を目的とする施設
- ・関係法令や公序良俗に違反する施設、サービスの提供
- ・特定の団体・会員等のみが利用できる施設、サービスの提供
- ・騒音規制法第4条に基づく規制基準を超える音出し
（当該地は第3種区域で、測定点は官民境界線とする）
- ・敷地の全部もしくは一部を第三者に転貸または占有させること

(ただし、賑わい創出に必要な店舗等の運営を他の事業者に委任する場合、事前に承諾を得れば、この限りではない)

・敷地内に営利目的の広告看板の設置及びサイネージの投影をすること

(賑わい創出や地域に貢献するものはこの限りではない)

(7) その他

占用対象範囲内に設置する施設は、原則、日中のみ設置可とする。ただし、詳細な設置可能時間及び設置方法については、事業者決定後の警察協議による。

また施設の範囲及び利用条件の具体的要件について、最終的には道路管理者神戸市及び文化スポーツ局と締結予定の「三宮プラッツの活用に関する協定書（仮称）」による。

9. 業務計画・業務報告・実績報告

(1) 業務計画書

以下の内容を記した業務計画書を契約当初に提出し、市の確認を受けること。

- ①年間事業計画
- ②業務実施体制
- ③緊急時連絡体制（事故発生時の連絡網を含むこと）
- ④事故防止・安全管理に対する考え方
- ⑤施設利用者向けガイドライン及び貸出承認の審査基準

(2) 業務報告書

以下の内容を記した報告書を作成し、市の求めがあった場合は速やかに提出すること。

- ①日報（日程、天候、イベント内容、業務従事者、来場者数、安全管理報告）
- ②イベント状況写真

(3) 実績報告書

以下の内容を記した報告書を業務終了後 10 日以内に提出すること。

- ①年間活用回数、月別稼働率、月別来場人数等の実績値
- ②本仕様書で規定した業務内容項目毎の収支決算
- ③主な実施イベントの内容及び写真
- ④イベント実施者へのアンケート結果及び分析結果
- ⑤その他本市が必要とする内容について、協議の上決定する。

10. 提出書類

- ①業務計画書
- ②実績報告書
- ③その他、会議録等、必要に応じて提出すべき書類

※すべてのデータの電磁的に提出するものとする。書類は Word, Excel, PDF 等の形式とし、写真データは JPG 形式とする。

上記以外によるデータ形式を使用する場合は、本市担当者と協議の上、決定すること。

※提出書類ほか、本業務により作成される成果物等に係る著作権は、受託者に帰属するものとする。ただし、受託者は、市に以下に記載する範囲で二次利用を認め、利用許諾に要する費

用については見積金額に含めること。また、二次利用において、市は受託者の事前の承諾なく、適宜サイズの変更・トリミング・色調の調整等の軽微な変更を行えるものとするが、この範囲を超える改変を行う場合は、事前に受託者の承諾を得るものとする。

《二次利用の範囲》

- ・市の印刷物・掲示物における利用
- ・市のインターネットホームページ及び SNS における利用
- ・翻訳
- ・市の広報及び報告資料への引用・転載

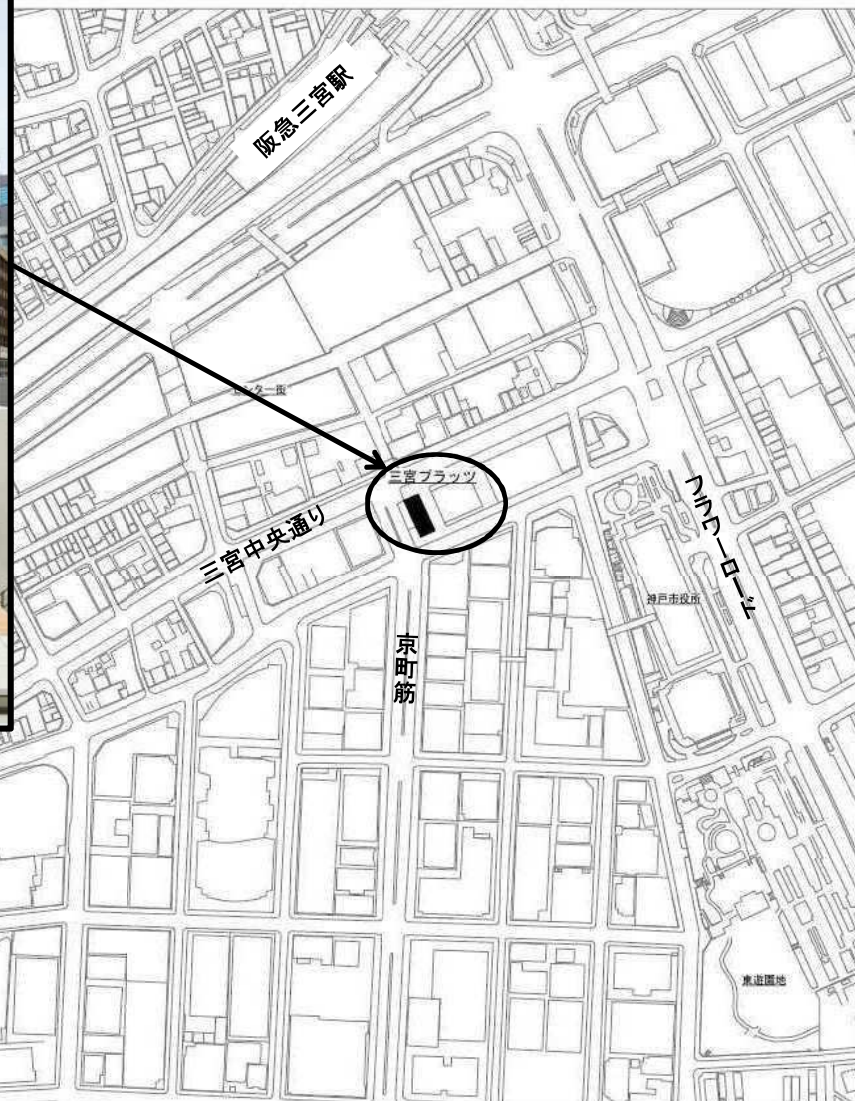
11. 事故発生時の処置

事故発生時は、速やかに事後対応をとるとともに市に報告すること。

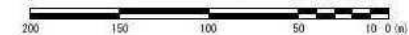
12. その他

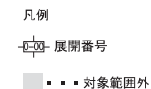
- ・契約締結後、速やかに業務責任者を届け出ること。
- ・より円滑で効率的に業務を遂行できると認めるときは、業務の一部を他事業者に再委託することができる。その場合は再委託事業者の名称等を事前に届け出ること。
- ・天災等により履行場所が破損するなど、長期間業務を履行することができないときは、市と協議のうえ、必要に応じて 5. 契約期間及び 6. 業務内容の一部について変更契約を行う。

三宮プラッツ
(半地下屋外空間)

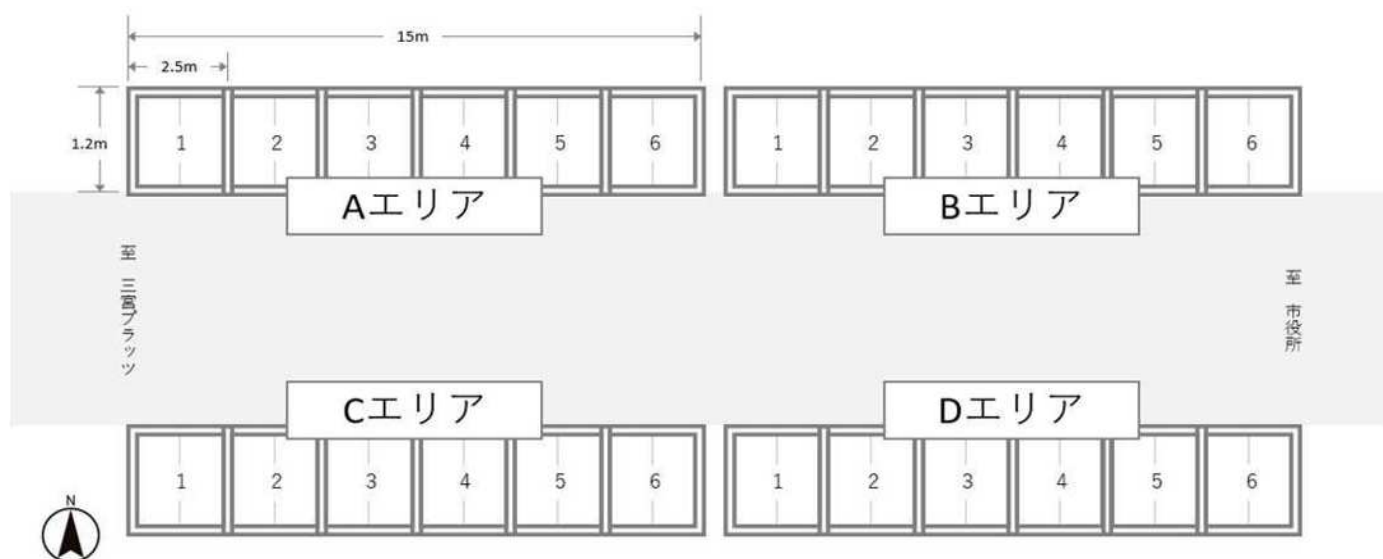


建設地 : 神戸市中央区三宮町1丁目他

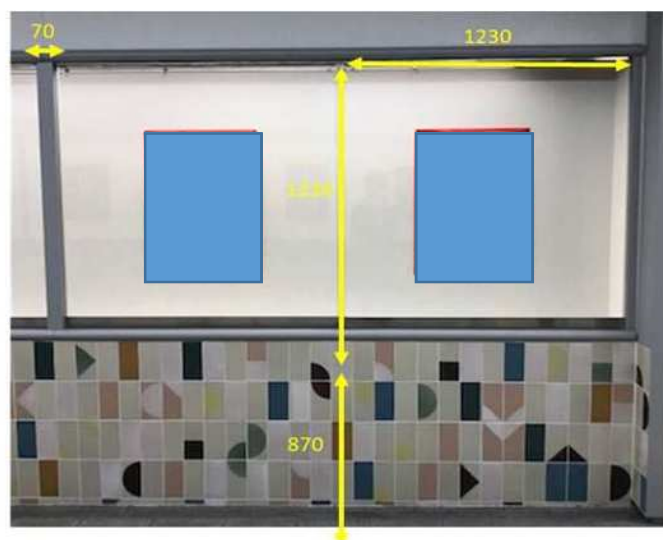




○サンポチカギャラリーについて



※Cエリア6面は神戸市立博物館が通年で使用予定



ガラス扉サイズ (mm)	W1230×H1230	
ガラス扉の間の柱サイズ (mm)	70	
ガラス扉の数 (1 スパン)	12枚	4 スパン
ケース内奥行 (mm)	200	
柱の数	5	
床からガラス扉までの高さ (mm)	870	

○インフォメーションボードについて

設置位置：サンポチカギャラリー東端（詳細は現地写真のとおり）



サイズ：W1800×H1000

